

全国統一要求（抜粋）

- 1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
- 2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
- 3. 過積載復活させるな



発行所  
全日本建設交運一般労働組合  
東京都新宿区百人町 4-7-2  
電話 03(3360)8021  
毎月25日発行  
1部 50円

# 4月以降も自家用で働けます 全国ダンプに入って頑張ろう

## 総決起

# 自家用ダンプの使用は適法 政府は元請各社に周知せよ

全国ダンプ

4月から「違法な白トラ利用禁止（荷主規制）」が始まっています。適用の開始前に、「何十年も働いてきた仕事が無くなった」という方が組合員を含めて大勢出ています。廃業に追い込まれた方も少なくありません。国土交通省はダンプ規制法を所管しながら、貨物自動車運送事業法との整合性を長期間にわたり曖昧にしてきました。国交省は、昨年より全国ダンプ部会が要請してきた「車持ちダンプの労働者性」を認めて、2月10日に初回の事務連絡を出し、3月末にも建設現場向けの通知を出しました。引き続き、自家用ダンプの就労を守る為に各地で奮闘しましょう。

4月から「違法な白トラ利用の禁止（荷主規制）」が開始されています。「長年働いてきた仕事が無くなった」との声が少なくありません。組合員の中には高齢化により、廃業を選択する方もいます。全国部会は、昨年の法改正直後から国交省のミスリード（自家用排除）を指摘し、「政

府は1967年にダンプ規制法を制定し、『使用届けを行えば自家用で働ける』仕組みを作り約60年運用し、建設現場やプラントではダンプ労働者として就労してきたことを明らかにして、「自家用ダンプの適法性（労働者性）の周知を求める要請行動をくり返し実施しました。

やがて各地の混乱を恐れて、国交省（物流・自動車局）は初めて自家用ダンプの使用について、事務連絡（2/10付）を出しました。続けて、建設部局（大臣官房・技術調査課）から3月末に、「個人事業主のダンプの使用について、書面の確認を努める」との文書を出しました。

## 群馬ダンプ

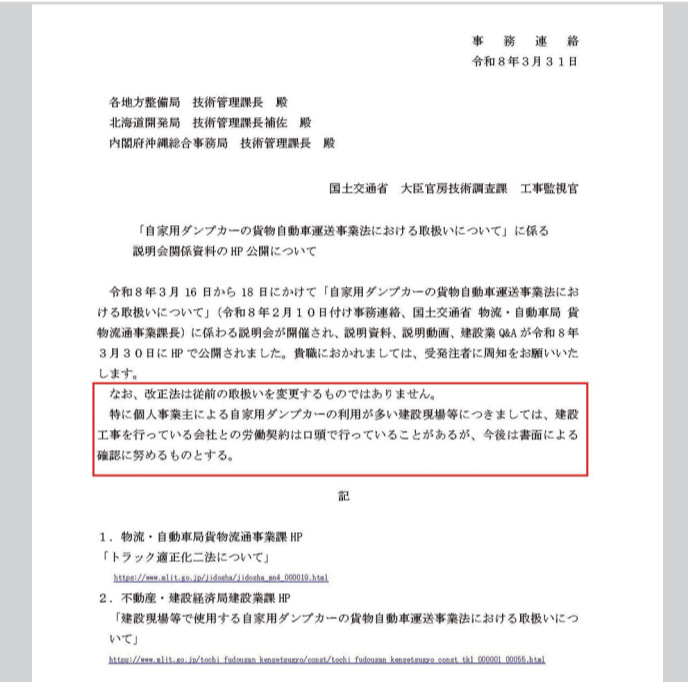
# リニア就労者向け学習会 8名が新規に組合加入へ

群馬ダンプ支部は、4月4日（土）に長野県飯田市内に

おいて、リニア工事就労者向けの緊急学習会を開催しました（未組織を含めて参加者21名）

運送事業者からの委託を除いて、建設現場では元請もしくは下請との契約や合材・碎石プラントでも労働協約等を交わせば、就労できることが証明されました。（口頭契約でも就労は可能です。）

建設現場やプラントとの対話をおこない、4月以降も自家用で就労しています。さらに各地で学習会を開き、未組織の仲間も参加した所では新規加入が広がり、組織建設の強化にもつながっています。引き続き、自家用の就労を守る運動を広げます。



国土交通省事務連絡文書（大臣官房技術調査課3月31日付）



リニア工事就労者向けの学習会で8名加入しました（4月4日長野県内）

学習会では、改正貨物自動車運送事業法（4月1日からの荷主規制）およびダンプ規制法の周知徹底を柱にして、「適正単価の確保と交通安全意識の再徹底」ならびに「組織の維持・強化と組合員拡大」に向けた取り組みを参加者全体で共有する内容にしました。最後に発言者の呼びかけにより「頑張ろう三唱」を行い、結果を確認しました。また、新規加入希望者8名全員が加入申込みを行い、組織の結束強化につながる取り組みになりました。同支部では、全国ダンプ部会への結集を強化し、「リニア工事対策委員会」を立ち上げ、使用促進闘争を展開しています。自家用排除を乗り越える為に、元請各社との交渉や発注者要請を展開しています。

